

第 7 5 回大阪府森林審議会 会議録

日 時 平成 2 4 年 3 月 2 6 日
午後2時33分～午後4時23分

場 所 K K R ホテル大阪2階（白鳥の間）

第75回大阪府森林審議会

平成24年3月26日

【司会（瀬川副主査）】 お待たせいたしました。定刻を少し過ぎましたが、ただいまから第75回大阪府森林審議会を開催させていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課の瀬川でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会ですが、委員15名中12名のご出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめご了承願います。

次に、本日、配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元の封筒の横に「生駒の自然歩道マップ」というカラー刷りのものが1部でございます。

次に、封筒の中の資料でございますが、まず、配付資料一覧がございまして、次に、本日の次第がA4で1枚。続きまして、大阪府森林審議会規程、それと、委員名簿がA4の両面刷りになっておりますものが1部。次に、本日の会議の配席図が1枚。続きまして、「新たな森林保全システム構築について（諮問）」ということで、諮問書がA4の両面コピーで1枚。続きまして、資料1「新たな森林保全のシステムの構築（答申案）」、A4縦のものが1部。続きまして、資料の2「森づくりタウンミーティングの開催結果について」、こちらもA4の縦、両面コピー2枚で1部になっております。続きまして、資料の3「森林機能再生重点地域の森林整備方針について」がA4縦で1部。続きまして、資料の4、「林地開発許可等実績について」、A4、横2つホッチキスどめになっておりますものが1部。最後に、資料の5、「森林保全整備部会における議決事項報告について」、これがA4両面コピーで一枚だけのものが1部ということになっております。

資料は以上でございますが、不足等はございませんでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、西山みどり都市環境室長からごあいさつを申し上げます。

【西山みどり・都市環境室長】 みどり・都市環境室長の西山でございます。第75回

大阪府森林審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年度末の公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本日は、一昨年9月に諮問し、これまで1年半にわたりご審議いただいてまいりました「新たな森林保全システムの構築」につきまして、最終のご審議並びに答申をいただくこととしております。

昨年12月に開催しました審議会ののち、その中間取りまとめをお示しし、ご意見をいただく場として、森づくりタウンミーティングを府内5カ所で開催したところ、森林所有者や林業関係者、森林ボランティアなど多数の方々のご参加があり、どのような森林を目指しているのかといった大きな方向性に係るものから、資金や人材、技術面への支援はどうなのかといった具体的な支援方策に至るまで、幅広いご意見をちょうだいいたしました。今後、これらのご意見も踏まえながら、森林に携わる方々や府民の協力のもと、今回ご答申いただく新たな森林保全システムに盛り込まれることとなります具体的な方策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、先月、内閣府が行いました森林と生活に関する世論調査の結果が発表されたところでございますけれども、その中で、森林整備のあり方につきましては、国土保全、災害防止などの公益的機能が高度に発揮されるよう、たとえ経済効率が低くても整備すべきとの回答が全体の69%を占めておりました。さらに、木材利用につきましては、81%の方が木造住宅を選びたいと回答されております。

このような森林の保全整備や木材利用に対する国民の関心の高さを目の当たりにして、府や市町村など行政、森林組合などの林業・木材関係団体、さらには森林ボランティア団体などが一体となり、府民ニーズに応じた種々の施策、取り組みを着実に進めていくことの必要性を痛感しているところでございます。

本日は、このほかに森林機能再生重点地域の森林整備方針に係るご審議並びに林地開発許可の実績報告をさせていただく予定でございますが、委員の皆様方には、何とぞご協力の上、忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会（瀬川副主査）】 ありがとうございます。

次に、本日ご出席いただいている委員の皆様をご紹介させていただきます。

(委員紹介)

【司会（瀬川副主査）】 なお、奥野委員、坂野上委員、花田委員におかれましては、所用のため、本日はご欠席でございます。

以上でご紹介を終わらせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、議長につきましては、大阪府森林審議会規程第5条第1項の規定によりまして、古川会長にお願いしたいと存じます。

古川会長、よろしくお願いいたします。

【古川会長】 古川でございます。委員の皆さんには、大変お忙しいところ、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、森林保全整備部会の先生方には、先ほどの部会に引き続いてご出席いただきまして、これまた、まことにありがとうございます。

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、本日の議事録署名委員ですが、岡崎委員と水原委員のお二方をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事1、新たな森林保全システムの構築についてでございますが、平成22年9月、諮問を受けて、4回の部会を重ねた後、昨年12月に本審議会でも中間取りまとめをしていただきました。その後、府内5カ所において森づくりタウンミーティングを開催し、結果、森林所有者や林業関係者、森林ボランティアなど197名の方々のご参加を得て、たくさんの貴重なご意見をいただきました。さらに、意見を踏まえまして、1月に5回目の部会を開催し、最終の報告書案を取りまとめましたので、内容につきましては増田部会長さんから説明をよろしくお願いいたします。

【増田委員】 そしたら、部会長を仰せつかっておりましたので、少しご説明をしたいと思います。

1ページ目をあけていただきますと、目次と、「はじめに」に書かれております、先ほど会長からもご説明がございましたように、4回の審議会と5回の森林保全部会を開催し、昨年度、中間取りまとめをこの審議会に出した後、森づくりタウンミーティングを重ねていただきまして、市民の方々あるいは林業者の方々からの各種の意見も踏まえまして取りまとめたという状況でございます。

先ほども西山室長からございましたように、大阪府の森林の特徴と申しますのは、面積が府域の3割弱というところがございますけれども、森林の持つ公益的機能と申しますか、

環境資源としての価値というのは非常に高いものがございます。そういうことと同時に、880万人がいらっしゃるということで、林地面積は少ないですけれども、大消費地を抱えているというような、もう1つの特徴を持っております。一方、国では大ロットにおける林業の活性化という方針が出されておりますけれども、大阪府では、悲しいかな、なかなか大ロットが形成しにくいという弱点も持っていると。こういうことを背景に、環境資源としての意味と同時に、小ロットであるがゆえに、それをどう効率よく管理をしていったらいいのかという話と同時に、消費者が直前にいるという形で、それをどう生かしていったらいいか。そういうことを踏まえながら、今回、新たな森林保全システムの答申案としてまとめさせていただいたということでございます。

こういう都市圏としての特徴を生かしまして、地域との共創、あるいは府民880万の方々の生活との共創ということと同時に、大消費地を抱えるということから、川上、川中、川下の共創という、この3つの共創の視点を背景に、国の大ロット方式ではない、小ロットで、それを集約化することによって取り組んでいけるということ、きょう、答申案としてまとめさせていただいたという状況でございます。

内容につきましては、事務局から、目次にそって簡潔にご説明をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

【塩野総括主査】 みどり推進課の塩野と申します。よろしくお願いいたします。

ただいま、増田部会長から概略をお話いただきましたけれども、私からは内容につきまして、詳細を順にご説明させていただきたいと思っております。

きょうの配布資料に、22年9月14日に諮問させていただきました諮問書の写しを添付させていただいておりますが、この中で、新たな森林保全システムの構築に当たり、現状の課題解決に向けた方策の具体化について諮問させていただいているところでございます。今回、答申案という形でまとめさせていただいている内容について、目次を見ていただきますと、今回の答申の構成といたしましては、「森林林業の現状と課題」、それから、「今後の取り組みの基本方向」、そして、「新たな森林保全システム」として、天然林での取り組み、人工林での取り組み、そして、木材利用の取り組み、この3つの視点で取りまとめております。そして、これらの「取り組みの推進にあたって」ということと、最後に、参考資料として森林・林業関係のデータをおつけしております。

前回の森林審議会でお示しさせていただきました中間まとめの構成とほぼ同じで、変わってはおりませんが、個々の具体的な内容につきまして、その後の部会での検討結

果、あるいは、先ほどからお話があります、森づくりのタウンミーティングでいただきましたご意見等を踏まえまして、少し追加修正も行いまして、取りまとめをしております。

それでは、まず、2ページをごらんいただきたいと思います。

森林・林業の現状と課題でございますが、ここでは、最初の導入といたしまして、森林の働きや木材利用のメリットについて少し触れております。

森林には、木材をはじめとします林産物の供給だけでなく、例えば国土保全機能や水源涵養機能、地球温暖化防止機能などの多様な公益的機能がありまして、私たちの暮らしに密接にかかわっております。それから、木材は大気中の二酸化炭素を固定する再生可能な資源でして、また、地球や人に優しい素材であるということから、木材の利用は森林の適切な管理だけではなく、地球温暖化防止や循環型社会の構築に寄与するものであります。

そして、これら森林の機能は、人工林も天然林も、人の手が入ってこそ維持されるものであります。近年、放置された森林の増加でこういった機能の低下が懸念される状況にあるというようなことを述べておりまして、森林の代表的な機能やその評価額、それから、木材利用のメリットなどを、ここで幾つかのデータを用いて、図や表で紹介させていただいております。

個別の細かな点は省略させていただきますけれども、まず、こういったところで、皆さんに森林とはどういうものかということを理解いただくために、ページを設けております。

そして、4ページには、(2)で国の動きを書いております。平成21年の森林・林業再生プランが策定されて、改革の姿の概要ということで囲みの中に4点ほど書いておりますけれども、先ほどからの話もありますように、国の動きとしては大ロットの木材の生産体制とか、こういったものの動きがあるということでございます。

そして、5ページは、府内の森林・林業の状況といたしまして、森林の構成や地域ごとの森林の特色、あるいは府内の天然林や人工林の状況などをデータなどでお示ししています。

ポイントをしばってご説明申し上げますと、5ページの、地域ごとの森林の特色は、例えば北部の北摂地域は比較的若い人工林が多い。あるいは、天然林につきましては、近年、カシノナガキクイムシの被害が進行してきているという状況があります。また、前山部分ということであれば、天然林主体の里山林が市街地に近接してあるということです。それから、中部地域、これは生駒山系ですが、こちらは天然林主体の里山林が多い状況になっております。南へ行きますと、南河内や泉州東部地域、こちらは人工林でして、特に南河

内から和泉市にかけての地域は成熟した人工林、いわゆる河内林業地とされているところで、そういった人工林地帯があります。泉州の西部は、アカマツや広葉樹の混交林主体の林齢構成になっているという状況でございます。

それから、6ページで、上に里山林の放置の結果ということで、シカとかイノシシの被害の状況についてグラフで示しております。近年は、シカ、イノシシの捕獲数は増えている一方で、こういった獣害による被害の面積というのは全然減っていないという状況にあるということ、それからまた、森林所有者自力での保全管理が限界に来ているということも記載しております。あと、人工林のところでは、例えば林業就業者数の減少であったり、小規模所有者が非常に多数を占めているという状況があります。

それから、7ページの真ん中はコスト削減の取り組みを示した図で、こういうステップを踏んでコスト削減の取り組みも進めておりますけれども、例えばスギの建築用材とか合板用ですと、そこでようやく価格的にとんとんになってくるという状況でして、杭丸太とかチップで出していこうとしますと赤字になるという状況にあることを記載しております。

それから、9ページでございますけれども、こういった現状で、現在の大阪府の取り組みの状況について紹介させていただいております。

天然林では、アドプトフォレスト制度によります企業参加の森づくりや、生駒山系に府民、企業が協働で植樹を行っていく生駒山系花屏風の実施状況、それから、一番下には、カシノナガキクイムシの被害状況と被害木処理の量を示しております。

それから、次のページには、人工林での取り組みとして、間伐の面積や路網整備の状況、あるいは担い手の育成支援といった取り組み、それから、木材利用の取り組みといたしましては、住宅分野を中心に断熱材や木製サッシ、耐震補強部材といった新たな製品の開発や、社会福祉施設や保育園などでの木造化、あるいは内装の木質化に対する支援を行っております、こういった取り組みをご紹介させていただいております。

そして、次、11ページに、こうした現状や取り組みの状況、あるいは国の動きなどを踏まえた課題を天然林、人工林、木材利用、そして府民参画という大きく4つの項目で整理しております。

天然林につきましては、里山林の持続的な維持管理ということで、特に集落に近接している地域は防災とか景観機能の回復・強化というのが求められていますが、こういった天然林は、人工林と違って、経済的なインセンティブが働かずに、所有者さんがみずから整備するというのがなかなか期待はできないという状況にあります。人工林については、

施業集約化の促進ということで、小規模森林所有者が多数を占めておりまして、経営意欲が低下した所有者の方や、あるいは不在村地主もいるという状況の中で、集約化に向けた地域の合意形成を図っていくということが必要であると考えております。

先ほどから申し上げておりますとおり、国は非常に大ロットでの物流体制というのを進めていこうとしておりますが、大阪府の実態ではそういったものになかなか合わないという状況もございます。

木材利用につきましては、木材利用のインセンティブということで、大都市大阪は大消費地ということがありますから、木材の利用をぜひ大阪で進めていくということが必要ではないかということです。

それから、府民参画につきましては、府民や企業の森づくり活動への理解を得て、こういった方々の参画を増やしていくことが必要であろうということでまとめております。

そこで、次の12ページに今後の取り組みの基本方向ということで記載しておりますが、まず、基本的な考え方といたしまして、第1章のところでも述べておりますとおり、森林はさまざまな公益的機能を持っておりまして、私たちの暮らしに多くの恵みをもたらしております。これを将来にわたって維持していくためには、人工林、天然林にかかわらず、人手をかけて適正に管理していくということが必要ですけれども、それが森林所有者だけではなかなかできない状況にあります。森林は、こういった森林所有者の方々の私有財産ではあるのですけれども、それとともに、社会全体の貴重な環境財であるということから、行政や民間、さまざまな関係の方々が協力して、知恵とノウハウを結集して森づくりに取り組む共創、ともにつくっていくということの実現に向けて取り組んでいくということを基本的な考え方としております。

そして、取り組みの視点として4つ挙げております。

1つ目が、市場経済と公的支援を組み合わせた適切な費用負担を目指すということで、そこに少し図で書いておりますのは、本来、例えば木材などの林産物を販売しまして、その収益をまた山に還元して山が手入れされるというような、持続的な循環の流れを確保していくということが必要であるということです。あわせて、これでは賄えない部分というのを公的支援で補っていこうということでもあります。

ただ、とりわけ、例えば防災の観点等公益的機能の高度な発揮が求められている森林につきましては、公的支援により保全を図っていくということで、この図は、左へ行くほど、例えば林産物の販売収益等で市場経済として回っていきける部分、右に行くほど、それがな

なかなか難しい状況で、一定、公的支援で森林の整備を図っていく状況にあるということです。この中で、ある程度、市場経済の中で回していけるような部分、人工林でも用材として使っていけるような産地形成型、あるいは、その割合が少し、公的支援と半々ぐらいになってくるとというのが人工林のバイオマスの利用型、そして、里山再生型になりますと、なかなか所有者の方自身での管理というのが難しくなってきますし、一定、公的支援の割合が増えてくるというようなイメージでございます。

2点目、ここから後の3つは、次の章の具体的な取り組みにそれぞれつながるものになっております。1つ目、大阪は森林機能の受益者である人、企業が多いということで、多様な主体の参画で森づくりを考え、実行するというので、とりわけ天然林を主体とした里山林での森づくりの活動を進めていく地域との共創ということを考えております。

それから、次が木材の地産地消により地元材の利用拡大を目指すということで、例えば地産地消にこだわった住宅、公共施設の内装など、小ロットで木材を川上から川中、川下の関係者が連携して木材の供給体制をつくっていく取り組みを進めていこうということです。ここで、人工林の成熟度ぐあいによって、一定成熟して、用材で使えるような人工林は産地形成型、また、そこまではいかない、まだ若い人工林についてはバイオマスの利用型の取り組みということで考えております。

それから、最後は、大阪、これが大消費地であるということを生かして、木材利用の先行的な事例を確立するというので、木材や木質バイオマスなどのように森林の恵みを生活に生かしていくということがやはり森林の保全、環境の保全につながるということを広く府民の方々に普及啓発し、理解を得るという生活との共創に取り組んでいくということにしております。

これらの基本的な方向を踏まえまして、次、14ページからが新たな保全システムの内容になります。

大きくは、先ほど言いました天然林の取り組み、人工林の取り組み、それから木材利用の取り組みという3つがございます。これは、中間まとめの際にご提示いたしました内容と大きく変わっておりません。3つの共創の視点で取り組みを掲げております。

14ページの冒頭の部分でございますけれども、これは第1章からずっと述べてきておりました、府域の森林が持つさまざまな公益的機能、これの恩恵を府民が受けておるんですけれども、なかなか個人森林所有者の方々での整備というのは限界にあるということ、あるいは、これまでも森林ボランティアの方々による森づくりの活動ということも進めてお

りますけれども、こういった活動が点的にとどまっており、森林の公益的機能というのを発揮するための面的な広がりを持った整備が、なかなかできていないという状況にあります。

一方で、限られた公的財源を効果的に投下していくためには、前の章の取り組みの視点で述べた費用負担の考え方、これを踏まえて、取り組みの選択と集中を図っていくべきであろうと考えております。このために、これまで本審議会でもずっと議論をしてまいりました放置森林対策で進めてきています森林機能再生重点地域の指定でございますが、これによる森林機能の回復の取り組みに加えて、天然林を主体とした里山林あるいは人工林において、所有者の方や地域住民の方が地域を挙げて意欲的にそういう保全活動、あるいは木材の生産活動を行う地域、地区というのを大阪府として認定いたしまして、基盤整備の優先実施あるいは活動経費の支援といったような面的な支援を行っていくような新たな制度、これを構築するというようにしております。

その下には、そういう森林の種類別に今回の新たな仕組みの概念を示しております。

保安林は、指定されています治山事業や保安林の整備事業というのができますが、保安林に指定されていない森林については、地域ぐるみの活動、地域が一生懸命、意欲的に取り組むというようなところについては、今回考えている地域指定という形で考えていきたいと思っています。

前の章でも地域の特色という図をかいておりますけれども、それぞれごとに、例えばどのような地域がどういった地区として想定できるかということも、14ページの下には書かせていただいております。

15ページからが具体的な中身ですが、15ページは、地域との共創ということで里山保全活動促進地域認定制度の創設を考えております。

目的としましては、特に市街地や集落に近い里山林、防災や景観形成あるいは生物多様性の確保の観点から公益的機能の発揮が特に求められている里山で、意欲ある地域の取り組みに対して特化して支援を行っていくというものでございます。所有者の方や地域住民の方々が、いわゆる里山保全活動のグループを形成して取り組もうという地域をこの促進地域に認定して、そこで、③のところ認定地域での取り組みとございますが、例えば基盤整備に対する支援であったり、企業や森林ボランティア団体とのマッチングを行ったり、あるいはスモールビジネス、これはなかなか本当のビジネスというところにはならないのでしようけれども、ボランティア団体の方々等が森づくりの活動をする際に、少して

もその経費の一助になるような程度でもならないかなということ。例えばそういう整備で出てくる伐木等を加工して販売するといったようなビジネス的な取り組みに対する支援、こういったものがその中の取り組みとして考えられるのではないかなということで整理しております。

また、ここで1つ、取り組むに当たって所有者の理解が得られない場合、あるいは所有者の方が不明で、なかなか保全活動ができないというような場合も、例えば施業代行や行政による利用権の設定といったような形で活動地を担保するような制度についても検討が必要ではないかということと言及しております。

次の16ページが里山地区のイメージと認定手順になっております。これも中間まとめのときに説明させていただいている内容でして、取り組む活動内容について市町村からの申し入れでもって大阪府が認定していく、こういう流れになっておりまして、設定の範囲としましては、その地域の活動団体が対象としている森林の区域というのを認定の対象としているということです。

次の17ページからが、その中での取り組みの1つのイメージとして、例えば里山の防災機能の回復を図るという活動でありましたり、景観形成や多様性の確保の観点からの取り組みであったり、次の18ページは、先ほどからも話をちょっとしていますスモールビジネスの取り組みの支援ということで、活動グループが、例えばバイオマス燃料の販売などを通じて活動資金を捻出するというような取り組みの立ち上げの部分に必要な支援を大阪府が行っていくということをイメージしております。

そこに3つほど、スモールビジネスの取り組みの例として、例えばまきにして、まきストーブ用のまきを販売する、あるいは、キノコも普通は広葉樹の原木を使うのですけれども、スギ・ヒノキの間伐材を原木として使用できないかとか、竹林なんかでしたら穂先タケノコ、2メートルぐらいに伸びた竹の先を切って、食用として使っていくというような取り組み、こういったものを例として挙げております。

次の19ページからは、こういった天然林、里山林の取り組みで、今年度、各地域で実証モデル森林として取り組みをしております事例を参考資料としてつけております。

1つ目が池田炭づくりということで、いわゆるスモールビジネス的な取り組みであったり、次のページが枚方の環境保全の活動、そして、次が企業参加による森づくりということで挙げています。

これらの取り組みにつきましては、後ほど各事務所から詳細の内容についてまとめてご

紹介させていただこうと思います。

次、23ページでございますが、これは人工林の取り組み、川上から川中、川下の共創ということで、林業活動促進地区の認定制度でございます。こちらは、森林所有者や木材の生産事業者という川上から木材を加工する川中、そして、それを利用する川下といったような関係者の方々が連携して、意欲的に林業活動に取り組もうという地区に特化して支援を行っていくということでございまして、こういった活動を行っていく地域を大阪府が林業活動促進地区と認定いたします。

③の認定地区の取り組みでありますように、例えば地区から伐採、搬出されます地区産材の認証制度というのを創設して、利用拡大を図っていく取り組みを実施する。また、地域の方々での未利用間伐材の共同収集の取り組みで有効活用を図っていく、あるいは、そういった担い手の育成をしていくということであったり、路網や集積土場の整備の促進、あるいは集約化に向けたいろいろな地域活動に対する支援であったり、集約化に向けたアドバイザーやプランナーといった、人材の育成というようなものを取り組みとして想定しております。

24ページには、地区のイメージと認定手順を同じように書かせていただいております。こちら、こういう地域の取り組みの計画を市町村さん経由で、市町村から申し出という形で大阪府に上げていただいて、その地区を認定するというところでございます。規模としては、少なくとも、おおむね大字の地区を基本単位というイメージを持っておりますが、地域の実情を勘案しまして、こういった要件を満たす森林を含む範囲を広く設定するというのもイメージしております。

25ページに取り組みの事例として、成熟した人工林における産地形成型の取り組みとしては、今の認証制度、これは地区の中から伐採、搬出される木材について、大阪府の制度の中で認証し、例えば一番下の枠の中に書いてありますが、長期優良住宅等の補助事業の活用であったりとか、金融機関、銀行などでの住宅の低利融資などにこういった認証材ということで活用していただくとか、あるいは、大阪府や市町村の公共事業での率先利用という形で使っていくということを考えてございまして、こういった取り組みで地産地消、地域ブランドの確立というのを図っていくことを想定しております。

次の26ページには、間伐材の共同収集ということで、こちらは、わりとまだ生育途上の人工林でのバイオマス利用型の取り組みの1つとして挙げております。これは地域で、森林に興味を持っておられないような所有者の方や若手の後継者、あるいは、ふだんは別

のお仕事をされているようなサラリーマン林家の方々に働きかけをしまして、その地域の中で林内に転がっているような間伐材とか未利用になっている材などを自分たちの無理のない範囲で、例えば休みの日などに少しずつ集めていき、一定量まとまれば、これを企業などが買い取るというような仕組みであり、例えば、昨年の4月に高槻市にオープンして実施しておりますバイオコークスの製造であったりとか、合板であったりとか、あるいは製紙用、燃料用のチップといったような用途で使っていくということでございます。

人工林の取り組みにつきましても、次の27ページから、各事務所における関連の取り組み事例についてご紹介しております。こちらにつきましても、後ほど各事務所からまとめてご紹介をさせていただきたいと思っております。

そして、最後が31ページの生活との共創ということでございます。

中間まとめのときは「生活者との共創」という書き方をさせていただいておりました。ここで考えている内容は同じではあるのですが、要は、ふだんの私たちの暮らしの中で木材を使っていただいて、触れて、その木材を使うということが森林の保全につながっていくということ、これを、特に小さい子どものころからこういった体験をしていただくというようなことで考えております。そういう意味では、生活者と言うよりは生活との共創と言ったほうが、わかりやすいというご意見がありましたので、前回からタイトルを少し変えておりますが、内容としましては、今言いましたような木材利用の意義とか重要性といったことを府民の方々に理解いただくという取り組みで、例えばそこに「木育」ということで、木育の促進、子供のころから木材に接して、そのよさを体感して、それを使うということが森林の保全や環境の保全につながるということの理解を深めてもらうようなことで考えております。

内容としては、1つは、そこにあります都市の健康をはぐくむ木材利用推進のための仕組みづくりとして、ステップ1から3までございます。まずは、川上から川下の関係者によります連携した体制づくり、「木づかい価値創造フォーラム」という名称、以降は省略して木づかいフォーラムという言い方をさせていただきますが、要は、こういう木を使うことの意義や価値というのを広く皆さんに理解してもらい、木材の利用を普及していこうということで、次の32ページに具体的なイメージを書かせていただいております。真ん中あたりにその構成といいますか、木づかいフォーラムのメンバーのイメージも書いております。ここで何をやっていくのかということは、例えば具体的な取り組み例としてありますが、木材利用に対する顕彰制度など、木を使ってもらうきっかけづくりというのは

ういうふうなことをしていけばいいのかなということの検討でありましたり、木づかいサポーターという言い方をしておりますが、要は、木材を使っていたいただいた方々に、ロコミでそのよさを、さらにサポーターの役割を担っていただいて普及啓発をしていただくような取り組み、あるいは、タウンミーティングでも多々ご意見をいただきましたが、こういった木材利用の取り組みというのは非常に広域的に取り組むべきということで、近隣の府県、あるいは、その上にも関西広域連合という言葉も出ていますが、広範囲で相互の供給体制の構築についても検討していく必要があるのではないかとしております。

33ページには、具体的な木材利用の取り組みの動きとして、1校1室木質化運動ということで書いております。先ほどから木育という言葉が出てきておりますが、保育園や幼稚園、それから小学校などで床とか壁に木材を使う、あるいは机とかいすとか、あるいは木のおもちゃなどを入れるとかいうような木質化を進めていただくということです。こういった経費につきましては、大阪府もちろんですが、子供の育成に関心のある企業さん等から寄附を募るといったようなこともしながら、現在、いろんな他省庁でも木質化の補助制度というのがございますので、こういった既存の補助制度に、例えば追加をして支援をするとか、あるいは、こういった既存の制度の対象にならないような小規模な木質化の工事に対して支援をするといったようなイメージでございます。

参考のところには、今現在の学校等での木材利用の補助制度の例について整理しております。

最後ですが、34ページに、こういった取り組みの推進に当たってということで、3つの項目でまとめております。

1つ目は、取り組みの実効性の確保ということで、こういった答申の内容を進めていくためには、いろんな関係者の役割や整備目標というのを明確にした行動計画、これを策定して、限られた財源、手法を効果的に活用することが必要であるとしております。

これに当たっては、大阪府で平成16年3月に策定しています森づくりガイドラインでありましたり、大阪府の森林バイオマス利用推進行動計画というのを策定しています。また、平成19年8月には、こちら森林審議会の答申をもとに策定しました放置森林対策行動計画がございます。こういった諸計画の内容を検証する新たな計画とすべきであるとしております。

また、この計画の実効性を高めていくためにも、進捗状況を勘案し、進捗状況の点検などもしながら、必要に応じて計画の見直し等も行っていくことも必要であるとしておりま

す。

財源の確保が2番目でございます。国の補助金制度は施業意欲のある森林所有者が対象となるということで、従来の補助制度からかなり大きく変革してきております。そうなりますと、これは府域すべての森林に対応できなくなってきておる状況でございます。今後、ここで述べております新たなシステムを進めていくためには、府は必要な予算を検討していただくだけではなくて、施策展開のための安定的な財源というのを確保する必要があると考えております。このために、いわゆる森林環境税といった新たな税制度の導入も検討すべきということで描いております。そのためには森林所有者の一層の努力というのを求めていくことが必要でございますし、それだけではなかなか維持管理していくことには限界があるのですが、森林保全のための費用負担が必要であるということを府民の方々に理解を得ていくということは不可欠であるとしております。

また、選択肢の1つとしては、今現在、大阪府で持っております大阪府みどりの基金の活用等についても考慮すべきということで書かせていただいております。

そして、最後が森づくり活動の継続性の確保ということで、ここまで述べてきておりますいろいろな新たな仕組み、取り組みが行政、府民、森林所有者等の共通した理念のもとで府内の各地で取り入れられて効果的に運用されていくためには、こういった森づくりの基本理念とか各主体の責務・役割、あるいは森づくりを推進していくために必要な制度、こういったものを規定しました条例の制定ということを検討していくべきであるということで、取り組みの推進に当たって大きく3つの項目で最後を締めております。

長くなりましたが、35ページ以降は森林・林業の現状のデータ編ということで参考データを添付させていただいております。

それでは、途中、天然林と人工林のところでの現状の実証モデルの取り組みについて、引き続き、各事務所から説明していただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【北部農と緑の総合事務所・島崎総括主査】 北部農と緑の総合事務所の島崎でございます。私からは北摂地域の取り組み事例ということで報告させていただきます。

北摂地域の森林は、総面積で約2万2,000ヘクタールございますが、人工林率34%ということで、大阪府内の49%と比べてもかなり低いということで、天然林、里山林タイプが比較的優勢した森林であると言えるかと思っております。

ということで、取り組み事例としましては、天然林、里山林から2事例、あと、残り3分の1の人工林、これにつきましても、主に昭和40年代以降に里山林が衰退した後に拈

大造林された森林がほとんどで、育成途上にあるということがありまして、バイオマス型の人工林の取り組みということで、人工林の1事例ということで報告させていただきたいと思えます。

19ページをご覧ください。1点目としまして、里山林タイプで、まず、これはクヌギ林の再生を行っております、特に北摂の豊能地域、ここは隣接しております兵庫県側の川西市、猪名川市と同じような状況にあるんですが、クヌギ林が比較的残っておりまして、昔から池田炭に代表される炭焼きの文化があったところがございます。

それで、資料の表に書いていますように、私どもで調査した結果、大阪府域の能勢、豊能、箕面の3市町で0.1ヘクタール以上のクヌギ林が残っているところが241カ所ありまして、クヌギ林が残っているという状況にあります。

この取り組みを始めました平成17年度当初、こういった池田炭の職人もどんどん減っており、80歳代近い高齢の炭職人が3人で、もう何年もすれば池田炭づくりが絶滅してしまうというような状況からスタートしまして、池田炭づくり支援協議会という団体をつくりました。個人の力にゆだねては炭づくりが絶滅してしまうということで、炭職人と、利用者であります茶道関係者、地域の商工関係者、それからボランティア団体、森林組合、行政機関、こういった機関がスクラムを組みまして協議会活動を行い、団体の力で何とか伝承しようという趣旨でボランティアに技術を習得させまして、そうした中で炭焼き、それから森づくり、こういったものに取り組んでいるような状況でございます。

平成23年度、今年度におきましても、シニア自然大学、菊炭クラブ等、こういった団体が中心となりまして、年間に66回、延べ人数で600人を超えますが、こういった活発な活動ができておりまして、炭を通したクヌギの原木林再生といったことが、一面、なし遂げられております。

一方、業としての炭焼きにつきましても、こういった機運の高まりを受けまして、平成19年から後継者1人が立ち上がりまして、この方が中心に、細々とではありますが、地域で炭焼き活動を行っております。この業とボランティアの両輪で、一応、炭をつくることによって里山の維持形成ができているといったような状況ができております。

ボランティアにつきましても、今では、焼いた炭を販売して活動資金に充当したり、得た収入の一部を山主に還元したりできるところまで行っております。

今後の課題としましては、こういったことで危機的な状況は一定脱しておりますが、まだ後継者が1人、それから、ボランティアにしましても、人的には熱心な一部のリーダー

に依存しているという面も否めませんので、こういった人的体制の底上げが必要ですし、あと、クヌギ林につきましても、長年放置された結果、やはり大径の広葉樹が増えておりまして、こういった分をどのように更新していくかとか、そういった面での課題が残っております。

次に、資料でいいますと21ページに行きまして、これはアドプトフォレストの事例で、高槻市の原城山というところがございます。ここにつきましても棚田があって里山的な景観が残っているのですが、地域の住民だけでは手入れが全然追いつきませんので、放置森林の状態になっており、地元の手に負えないような放置林、これを企業のCSRによって保全していくといったような取り組み事例です。

ここにつきましても特色としましては、単一企業ではなくて企業の連合、複数の企業が入って保全活動をやっているということです。これは、平成20年にこういった取り組みの計画中に毎日新聞社の賛同を得て、毎日新聞社と共同でキャンペーンを張りまして、新聞紙上で企業に呼びかけた結果、ここに書いておりますように、富士ゼロックスであるとか明治、それからザ・パック、こういった企業が集まってきました。その後、トヨタグループ3社も加わって、今のところ6社で里山の保全活動、主に放置竹林の整理を行っております。アドプトフォレストの場合、単一企業で年に二、三回やったところで、実際、森林整備としてはさほど進むことはないのですが、こういった企業の連合によりまして、この資料の森づくり活動の状況の中ほどに書いていますように、今年度中、12月までに延べ437人、こういったボランティアが結集しまして、一定、森づくりが進んできており、地元にも喜ばれているといったような事例でございます。

今年度、もう1社、ダイキン工業さんがさらに新規参画する予定で、新年度には7社という形で広がりつつあるような状況です。

これにつきましても課題は、これはアドプトフォレストという制度を使っておりまして、5年間たてば協定期間が切れて、その後は大抵、企業が参加しないというようなことがありまして、5年後、どのように継続していくか、その辺の仕組みづくりをちょっと早急に、今後、詰めていかなければならないのではないかなと思っております。

最後に、これは人工林の話なんですけど、資料でいいますと30ページをご覧ください。

これは北摂管内、特に生育途上の人工林が多くて、それから、地域に木材加工・製材関係の産業であるとか木材販売の業界が少ないという実情があります。なかなかこれ、間伐しても利用されなかったというようなことでずっと来たんですが、この間伐材を利用して

いく1つの方策としまして、今年度、大阪府森林組合が事業主体となりまして、高槻の中畑というところにバイオコークスの加工場を整備しております。これが今年度4月に竣工式を経まして、一応、今年度は技術実証ということで、バイオコークスの加工プラントを利用した技術実証の稼働を行ったという状況になっております。

技術実証の中身ですが、高槻市バイオコークス事業創出地域協議会という組織をつくっております。森林組合であるとか整備事業者、それから実需者、プラント製造者、研究機関、行政機関がメンバーとなり、協議会の中で技術実証を展開しまして、ちょうど1週間前になりますが、3月19日に協議会が開催され、今年度の実証内容が報告されております。中ほどの欄の下の点線囲みで概要を書いておりますが、協議会メンバーの大手の自動車部品メーカー、ここのキューポラ炉において試験を繰り返しまして、一定、石炭コークスの代替燃料として、次年度以降、使っていけるめどが立ったということで報告を受けており、来年度、24年度に、その会社で商品化に向けて1,200トンの生産を行う予定ということで聞いております。

あと、実証試験の中で製造エネルギーの低減であるとか24時間の無人連続運転、こういったことを段階的に改善していきまして、一定めどが立ってきていると報告を受けております。

それから、ヒノキ以外、スギであるとかコナラ、竹などについても製造技術のデータをとったという報告を受けております。

あと、今後の需要拡大に向けて、自動車部品メーカー1社でなくて複数の会社の鑄造炉での製造実験、これも行っているということで報告を受けております。

一方、こういった加工場ができたわけですが、ここで材料を供給する機械化、それから路網整備に取り組んでおりまして、まずは平成21、22年度で、これは高槻市と森林組合が組みまして高性能機械を4台導入したという取り組みから始まりまして、21年度から順次、路網整備を進めております。

写真をつけておりますが、森林組合が事業主体の作業路の部分と、高槻市が事業主体の中核作業道、こういった二段構えで路網整備を順次進めております。右側に地図をつけておりますが、今後、こういった4カ所の施業団地で、森林計画を立てた中で集約化作業を実施していったら、原材料を供給していくという予定になっております。

今後の課題としまして、まず、森林の整備という観点から、間伐材を安定的に供給して森林整備を続けていかなければならないということで、利用可能な森林バイオマス資源を

把握した上で、中長期的な調達計画づくり、これが重要ではないかと考えております。

それから、機械、路網を整備しておりますが、伐採・搬出コストの低減ということで、これも緒についたばかりですので、今後、技術等を進歩させていって、伐採・搬出コストを低減していく必要がある。

あと、こういった施業集約化を担うプランナーが森林組合でもあまりおりませんで、今後、こういった人材の育成を図っていく必要があるのではないかと考えております。

それで、こういった施業団地をつくって、この中で集約化して材料供給していく予定なのですが、北摂地域、それから大阪府全体で考えますと、さらに地域の森林をよくしていく上では、先ほどこのシステム全体の中の提案でもありましたように、共同収集のシステムの導入を具体的に検討して、広い範囲で間伐材を集められるような仕組みを考えていかなければならないと思っております。

それから、バイオコークスの販売促進ということで、これが来年、一応、商用で取引のめどが立ったわけなんですけど、今後、この需要を増やしていくということで、品質向上、生産コスト低減のための管理体制づくりであるとか、エンドユーザーの確保、それから、製品品質に応じた需要、販路の拡大、こういったことをやっていかなければならないと思っております。

ちょっと走った説明で申しわけないですけど、以上です。

【中部農と緑の総合事務所・高島副主査】 引き続きまして、中部農と緑、高島でございます。説明させていただきます。

20ページをご覧ください。

里山保全活動の取り組みモデル事例の②でございます。私からはこの分と22ページの生駒山系花屏風活動、こちらの報告をさせていただきます。

まず、20ページですが、穂谷森づくり委員会の活動です。枚方市穂谷地区を対象にやっております。地域の概要としましては、そこは約100ヘクタールの森林がございます。所有としては財産区、私の林になっています。

森林計画が主にありまして、一部、近郊緑地保全区域が含まれるというところなんです。

山の状況は、手入れおくれの竹林であるとかコナラ、アベマキの大径木、そういったものが主に生育しています。一部にスギ・ヒノキ林があり、その周りに田畑、人家が張りついでいて、非常に美しい里山景観を呈しております。ただ、そこは、22年からですが、カシナガ被害が発生しているという状況です。

その他としましては、にほんの里100選に選定されていたり、あと、地域内に野外活動センターがありまして、森林ボランティア団体さんが森林体験などをやっております。また、一部の人工林におきましては、フォレストセーバー隊の方による間伐であるとか伐採木利用、ベンチなどをつくりまして、幼稚園、野外活動センター、地元の駐車場などに配付、設置するというようなことをしております。

大きな計画としましては、枚方市さんが里山保全構想、保全計画というものを策定されております。

そういったところで、森づくり委員会の概要ですけれども、目的としては、里山保全整備活動の調整及び調査研究をするということになります。

構成は、地元の穂谷区、そしてボランティア団体さん、関西外国語大学、大阪自然環境保全協会、モニタリングサイト1000・穂谷、大阪府、枚方市になっております。

このモニタリングサイト1000というのは、環境省が全国1,000カ所で植生であるとか動物の調査をしようということで立ち上げている調査団体です。ちなみに、穂谷は全国18カ所の重点調査地域コアサイトの1つに指定していただいています。そのほかには、残り約190カ所の一般サイトがあるということです。まだ1,000には至っていないということです。

この委員会の経過ですが、平成18年に立ち上げがありまして、それから現地調査や地元向けのニュースの発行であるとかアンケートの実施、そういった活動をしまして、そして、モニタリングサイト1000の発表会であるとか森づくりの講演会というようなことをしてきております。あと、区有林でマスタープランについて少し現地調査などをして協議をしてきております。

そこで、今年度の取り組みですけど、左下になります。

委員会を構成されていますボランティア団体さんが非常に積極的に森づくりを実施しているということです。また、モニタリングサイト1000の団体さん、こちらで動植物の生息調査というのを実施しております。先ほどの18カ所、190カ所の平均種数よりも、里山ということもあり、いい影響があると思うのですが、植物、鳥、チョウ、哺乳類、すべて平均以上の種数が発見されているところです。

また、今年度は森づくりニュースを3号発行して、地元の方へ竹林の整備であるとかナラ枯れの情報、ボランティアの情報などを周知しているところです。

また、下の3つになりますけれども、モデル的に森林整備を実施しております。大阪府

の事業で竹林整備を実施しました。非常に荒廃している森林なので、最初はボランティアさんで入りにくいということがありまして、初期整備を12月から1月に実施しております。左下の写真になります。その後、2月にその見回り活動を委員会で実施しました。写真中央の部分です。昔はこのあたりで花見をしたとか、地元の方も来たことのある道だったのですが、非常に荒廃していたので、入るのは十何年ぶりというようなことをおっしゃっておいりました。その後、見回りで現地を調査し、会議室で今後の維持管理計画について検討、共有等を行いました。また、5月に現地確認することになるのですが、6月以降、委員会で下刈り作業をしようということで検討しています。竹を大分切ったのですが、残存木であるとか実生苗が期待できる部分もあるので、当面はその回復を誘導するというで進めております。

この委員会の課題になってきますけれども、協議の中で、地域全体の森づくりのマスタープランというのが必要だろうという意見も出てきております。また、歩道の整備とか大きな木の伐採、それらにはボランティアさん以上の技術と費用が必要だということです。維持管理体制の明確化、これによって規模などの持続可能性の検討になってくると思うのですが、必要になってくるかなと思います。あと、地域住民の方との協働をしようということになりました。

必要な措置というのは、マスタープランを、いろいろな方の意見を聞きながら作成していくって、高度な森林施業については、市や府の支援を検討する。維持管理については役割分担であるとか共同作業などによって体制を構築する。そういった中で、行事等によって住民の方との協働、交流を促進するということになります。

次に、22ページで生駒山系花屏風活動についてご説明いたします。

こちらは、生駒山系花屏風構想というのを平成20年に策定しまして、大阪から見える生駒山系に、皆さん、府民と協働で花木、紅葉の美しい樹木を植えて、四季折々の美しい山にしようという取り組みです。

この推進体制については、主なものが3つあり右上に示してございます。まず、アドプトフォレストによりまして、企業による森づくり活動を支援しております。そして、生駒山系花屏風活動支援事業というもので、ボランティア団体さんによる活動を支援しております。これは大阪商工信用金庫さんの定期預金の商品の中の利息の一部を活用して行っているものです。あと、府民参加のハイキングという形で実施しております。

取り組み状況は下の段になりますが、実績としては、平成21年から23年まで、箇所

数は大体20カ所前後、植樹本数は1,800本から、今年度は約800本というところ
です。

次に、主な推進体制のアドプトフォレスト、企業の方ですが、これは協定締結が8件、
7社に8カ所でやっていただいております。23年度については植樹250本、あと、下
刈りなどの管理作業を実施してもらっているというところではあります。

あと、ボランティアさんの活動支援事業ですけど、これは22年度、8団体支援という
ことで260本植樹という形です。23年度は6団体を支援しまして180本の植樹、そ
して、前年度に植えた下刈りなどの活動の支援を行っております。

また、3つ目の府民参加のハイキングですけれども、これは11月に実施しまして、枚
方で約9キロ歩かしまして、ヤマザクラなど70本を植樹しました。今年度はカシナガの抜
倒薫蒸跡地で実施したところではあります。

山の日ハイクは、17年度から実施していますが、20年度から植樹ハイキングという
ことで実施しております。

あと、苗木の育成ということで、地域固有種の種をとりまして、地元の自治会、高校の
協力により、今、苗木を育成しているところではあります。まだちょっと植える段階まではいって
おりません。

あと、普及啓発ということでホームページやマップを作成しまして、取り組みを紹介し
ているところではあります。

課題としては、属人的な支援が多いので、属地的なものに展開していきたいということ
です。あと、地域住民の方との協働を促進したい。そういったところが上がってきており
ます。

以上で、次、続きます。

【南河内農と緑の総合事務所・薬師寺総括主査】 続きまして、南河内農と緑の総合事
務所でございます。私からは資料27ページでございますが、建築用材を中心とした大阪
河内材の利用拡大というテーマで、進捗状況についてご報告させていただきたいと思いま
す。

資料左端に地域の概況がございますけれども、実証モデル森林は、河内長野市の東部に
あります石見川地区というところがございます。従来から良質材生産ということで、間
伐、枝打ち等の保育、それから、路網整備などが、ある程度、実施されているところ
でございます。この地域、約85ヘクタールについて検討しております。

これにつきましては、建築用材を中心とした材の利用ということですので、経済的にいかに成り立つかということを試算しております。

一番左の概況の中段にございますが、森林資源の状況ということで、森林資源につきましては、間伐の対象面積が65ヘクタールございます。このうち50ヘクタールが15年生から64年生ということで、河内地域でいいますと若齢という、少し若い林という概念になります。河内地域におきましては非常に密植をしますので、65年生で胸高直径が大体22から26センチメートルぐらいということで、市場に切り出して経費が合うという、大体、末口24センチメートルを生産できるのは65年を超えないと合わないということがわかってまいりました。

中央の取り組み状況ですが、この80ヘクタールの森林のうちで、細かく現地調査をいたしまして、どれぐらいの木が出てくるのかということ細かく積み上げました。5年間で65ヘクタールの間伐をして、大体2,300立方メートルの素材生産をするということだったんですが、実際に細かく収益計算をしてみますと、ある程度売れる木を出してもあまり収益が上がらない、むしろ劣勢木、あまり形質のよくない木を、今、集中的に切つて、もう少し太らせて、10年後ぐらい以降に利益確保を目指すということが経営上望ましいだろうという結論に至りました。

中段にその検討結果がございまして、5年間で総工費が約3,800万円かかるのですが、平均単価が大体1万円ですから、売り上げが2,300万円、補助金が1,500万円弱入るといたしまして、収益が5年間でマイナス30万円、ほぼプラスマイナスゼロということで、現状では切り出しても利益が上がらないと一般的に言われておりますが、この森林においてもそういうことであるという状況がわかりました。10年後には、先ほど言いましたように、胸高直径がある程度大きくなってまいります。大体10年後ぐらいになりますと、予測しております売り上げが4,000万を超えてくるということで、総工費を上回ることが可能になってまいりますので、この森林につきましては、10年間ほど保育して、もう少し世話をすると持続可能な経営が成り立っていくだろうということがわかりました。

今後の取り組みということで、今回の効果検証の結果をもとに、こういう、計画的に森林を施業していく区域をどんどん増やしていくということ。それから、徹底した在庫管理。どこでどれぐらいの林齢の山があって、どれぐらいの材が出せるかというようなところをきちんと在庫管理して、市場ニーズに即応できるような形で生産・供給体制を確保してい

きたいと考えております。

それから、公共の我々の立場から考えますと、森林所有者さんが森林施業をおやりになりたいというところだけではなくて、森林機能再生重点地域というものを定めまして、放置森林対策を優先して実施するエリアをまず明示して、そういうところから優先的に対策を進めていくということをより一層進めてまいりたいと考えております。

こういうものを進めていくに当たっての課題ですが、現在のところ、大阪府内産材認証制度につきましては、具体的に目に見える制度の導入メリットが見えにくいということで、このあたりをどうお示ししていくかというのが課題であると考えております。

それから、③のところに挙げておりますけれども、川下側で木材利用につきましてPRしていくというのは非常にいいことなんですけれども、地に足のついた安定供給が可能な範囲で戦略的にやると。実際に我々の現場でどんな原木が出てきて、どんな製品が出せるかというところを少し踏まえまして進めていくことが肝要かと考えております。

最後に挙げておりますけれども、何よりも木材の搬出コストを下げっていくということが現状での課題でございまして、ここの現場では、今のところ、1万6,000円ほどの立米単価の搬出計画がかかっておりますので、これを規模拡大あるいは、先ほどから出ておりましたように、共同の土場等を設けることによっていかに下げっていくことができるかというのが今後の成功のかぎではないかと考えております。

以上でございます。

【泉州農と緑の総合事務所・朝田主査】 引き続きまして、泉州農と緑の総合事務所、朝田と申します。よろしく申し上げます。

泉州農と緑の総合事務所は28ページ、29ページの2枚を説明させていただきます。2地域ですが、2層構造になっておりまして、泉南東部地域と、さらに、その中の1つの市である和泉市の地域、この2つの地区を説明させていただきます。

泉南東部地域ですが、人工林面積が5,110ヘクタールありまして、森林全体の59%が人工林を占めているという人工林率が非常に高い地域になっております。森林は、大阪府内では比較的成熟している人工林の地域ということになりますが、切り捨て間伐が非常に多い地域となります。

泉南東部地域ですが、施業の集約化を行って、低コストで材を出していこうということは、今、南河内の事務所から説明がありましたとおり、この地域も同じであります。A材、B材、C材それぞれに分けて出し先、売り先を考えていこうということでやっております

が、A材につきましては平成22年が100立方メートルしか出ておりませんが、その一方で、B、C材のほうが150立方メートルほど出ております。何とかA材のほうをここ数年の間に1,200立方メートルぐらいまで上げようということで、地元の方、市町村、森林組合と一緒に検討を進めております。

なぜA材を上げていくかといいますと、当然、建築用材のほうが価格が高いというのがありますのと、成熟した人工林ですので建築用材として使われる材が育ってきているという状況で、木材需要の大部分を占めます住宅でぜひ使っていただきたいということで考えてやっております。

川上の低コスト化と、川下で使っていただくという、この2つの両輪を何とかこの地域で進めていこうと考えていますが、なかなかこれが進まないという状況です。地元の方といろいろと話をしておりますと、川上の方は、やはり売り先に思った価格で売れない、川下の方は、使いたいけれども手に入らないという、お互いのマッチングがうまくできていないということです。なぜマッチングできていないのかなというところで、次の29ページですが、和泉市では、もう少し細かい取り組みを地元の方としております。和泉市では山すそに、かなり小さい製材所ですが、8社ほどございまして、地元の森づくり委員会に入らせていただきまして、お話をいろいろと進めてきたところ、川上、川下の間に川中というのがあるのですが、ここがやっぱり置き去りにになっているがために地域循環という輪がつかない、そういう状況であることが徐々にわかってまいりました。

この川中の製材所、ここでいかに地域の材を引いてもらうかというところでいろいろと検討を進めております。その中で、全体の話の中で説明がありましたが、木材認証制度という、この制度は製材所自身が証明書を出すことができるという制度ですが、この制度で支援していくことによって、製材所では、今後は何とか地域の材を引いていってもいいかなという話の流れになってきております。

川上の低コスト化と、川中の製材所で地元材を引いてもらう。川下では公共施設で地域材を使ってもらう。それと、木造住宅の支援制度を立ち上げる。この3つの車輪で川上、川中、川下を同時に動かしていこうということで取り組みを進めております。

以上です。

【塩野総括主査】 以上、各事務所の取り組みの成果や、浮き彫りになった課題、こういったものを土台に、今回、部会で皆さん方にご議論いただいたということで、この答申案の内容となっております。

あと、資料2は、昨年12月に開催しました森づくりタウンミーティングの結果について整理したものを参考資料としてお配りしておりますので、これはまたお目通しいただければと思います。

意見を踏まえてやっておりますが、特に黒い太文字で書いている部分につきましては、今回、具体的な取り組み内容を考えるに当たって少し参考にもさせていただいている内容となっております。

以上、すみません、長時間にわたりましたけれども、事務局からの説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【古川会長】 ありがとうございます。

先ほど増田部会長さんからも説明がございました。そして、今、事務局からの説明がございました。その内容について、何かご質問、ご意見がございましたらご発言願いたいと思います。ございませんか。どうぞ。

【岡崎委員】 岡崎です。

非常によくまとまった内容の話をお聞かせいただいて、大阪府の林業行政というのがよくわかりました。

意見というのか、少し取り込んでいただきたいと思っているのは、森づくりタウンミーティングの開催の中にも意見が出ていたのですけれども、生物多様性という部分について、大阪市も生物多様性ということで取り組んでいますし、府も多分取り組んでおられると思うんですね。北部では、北摂地域は、天然林が多くあるせいなのか、結構、生物多様性のところを中に取り込んであるのですけれども、中部、南部になるとちょっと減っているところがあって、実際、よく調べていくと、中部も南部も、結構いろいろな植物があります。この辺を少し配慮しながら林道をつけたり地域の活性化につないでいただけたらという、私の希望です。よろしくお願いいたします。

特に質問というわけではないのですけれども、意見だけ言わせていただきました。

【北山森づくり支援補佐】 ありがとうございます。

確かに、言われたように、北部のほうが天然林主体の対策が中心で、南部は人工林の対策が主体になっていきますので、この中で人工林、南部では、なかなか生物多様性の部分までは触れていくところがないのですけれども、実際の運用に当たっては、当然、生物多様性への配慮というのは不可欠なものと考えておりますので、そういうことも含めて考えさせていただきたいと思います。

【古川会長】 ありがとうございます。よろしいですか。

【岡崎委員】 はい。よろしく申し上げます。

【古川会長】 他に何かご質問はございませんか。

【吉田委員】 私もこれ、一応、意見ということで。

きょう、いろいろ各事務所からの取り組み状況とか、今後の課題などについて詳しくわかりやすくお示しいただきましてありがとうございます。

ただ、少し気になりましたところは、おっしゃられているところもあるのですが、この取り組みが永続的に続いていくための後継者とといいますか、担い手づくり、それが少しまだ入っていないところもありましたので、それをお聞かせいただけたらありがたいなと思います。

人づくりといいますか、次世代の方の担い手といいますか、そういう育成が必要ではないかなと思いましたので、もし何かお気づきの点があったらお教えいただきたいと思いません。

【北山森づくり支援補佐】 担い手づくりにつきましては、今回の対策の中では人工林の対策の中で、26ページの間伐材の共同収集という中で、こういう取り組みに若手の後継者の方ですとか、あるいは、今は林業をされていない、ほかの仕事についておられるような方に休みの日に山仕事をしてもらって、そのときに、仕事の後に間伐材を搬出して売れるような体制というようなことで、少しでも関心を持ってもらえるような取り組みを1つ入れさせていただいております。

当然、このほかに、もっと抜本的に技術者の育成ということも必要になってくるかと思えます。そのあたりについては、今回の具体的な対策では書いておりませんが、当然、人工林の対策として取り組むべき項目と考えておりますので、例えば、既に国の事業であります緑の雇用対策ですとか、そういうものを活用して人材の育成に取り組んでおりますし、引き続き、24年度からも人材育成に関する研修などにも取り組んでいきたいと思っております。

【吉田委員】 もう1つお願いします。

このような取り組みをいろいろお考えいただいたのですが、この取り組みによって大阪府全体の森林面積の何%がカバーできるのでしょうか。地域的に、面積、それをお教えいただけたらありがたいと思います。

【古川会長】 難しい質問ですが。

【吉田委員】 きょうでなくてもいいですよ。

【北山森づくり支援補佐】 当然、対象にすべきと考えておりますのは、資料の中にもございます、最初の現状のところ、5ページの上にフロー図がありまして、この中の特に普通林3万8,700ヘクタールを対象にやっていきたいと思っております。ただ、このうち、そしたらいつまでにいくらできるかというようなことは、これから、今回の答申の中でもご指摘をいただいております行動計画というものも必要になってくるかと思っておりますので、またそういう中で考えていきたいと思っております。

【吉田委員】 よろしくお願ひします。

【古川会長】 よろしいですか、吉田先生。

【吉田委員】 はい、結構でございます。

【古川会長】 他にございませんか。

他にご意見、ご質問がないようでしたら、答申につきましては、先ほどの審議の内容を踏まえまして、報告書の最終取りまとめを私に一任していただければと思ひますが、いかがですか。よろしいですか。

(「よろしくお願ひします」の声あり)

【古川会長】 ありがとうございます。

それでは、新たな森林保全システムの構築については、取りまとめた上、答申したいと思ひます。

次に、引き続きまして、議事2、森林機能再生重点地域の森林整備方針について、事務局から説明をお願い申し上げます。

【三嶋総括主査】 それでは、続きまして、森林機能再生重点地域の森林整備方針について説明させていただきます。

私はみどり推進課森林整備グループの三嶋と申します。

資料につきましては、お手持ちの資料3となりますが、まず最初に、重点地域について簡単にお話しいたします。

森林機能再生重点地域といひますのは、防災等の観点から機能再生が必要と認められる森林につきまして、知事が市町村と協議の上、指定するものでございます。そして、その指定された地域の中の放置森林に対しまして知事が整備方針案を策定し、そして、森林審議会、市町村の意見を聞いた上で、最終的に整備方針を策定することとしております。

今回、この整備方針案の策定対象となっておりますのは泉南市の別所地区でございます。

それでは、資料の1ページをご覧くださいと思います。

今お話ししましたとおり、今回、対象となっておりますのは泉南市の別所地区、面積にして12ヘクタールの重点地域が対象となっております。

参考ですが、これまで重点地域内で森林整備方針が策定されましたのは、昨年12月、森林審議会で見解をお聞きして策定しました29地区の重点地域分を含めまして、トータル91地区、面積にして8,233ヘクタールの重点地域に係る森林整備方針が策定されております。

続いて、資料の3ページをご覧くださいと思います。

こちらの図面は、これまで重点地域が指定されている位置を落としたものでございます。この中で青く着色されている部分が既に森林整備方針が策定されている重点地域、そして、赤紫で表示しておりますのが、今回、整備方針を策定している地域でございます。

今回の重点地域は、12ヘクタールと、ほかのものに比べてやや小ぶりとなっているわけですが、近接しております泉佐野市側の重点地域と一体となって整備を行うことによって、まとまりのある形での森林機能再生が図られるものと考えております。

続いて、重点地域の概要について説明したいと思いますので、資料の6ページをご覧くださいと思います。

今回、泉南市別所地区、12ヘクタールの重点地域の森林の概況をいいますと、その森林は天然林が多くを占めておりまして、人工林が一部あります。ただ、地形傾斜につきましては、傾斜25度から40度ということで、かなり緩やかなところから急なところまでさまざまございます。そして、その重点地域の周辺の状況につきましては、資料、最後になりますが、10ページに区域図を入れておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

10ページの図面ですが、これは横長の図面にして、この中で黒く太枠で囲まれた部分が重点地域を示しております。そして、重点地域の中で、点線で囲まれた部分が放置森林の区域を示しておりますが、この重点地域の南側、下側を東西方向に斜めに走っておりますのが阪和自動車道でございます。そして、重点地域の北側には農地が広がっておりまして、また、その地域周辺にはところどころにため池が見られるという状況となっております。

続いて、点線で囲まれた部分の放置森林の概要についてお話しさせていただきます。

資料、少し戻っていただいて7ページをご覧くださいと思います。

今回、放置森林の対象となっておりますのはスギ・ヒノキの人工林でありまして、その林齢は21年生から30年生となっております。

そして、その林況につきましては、区域状況ということで下のほうに写真を添付してございますけれども、手入れがおくれていることによりまして、一部、竹が侵入している部分があり、また、林内には被圧されて幹回りの細くなった木がところどころに見受けられておりまして、土砂流出防止等の森林機能の低下、そういったものを招くおそれがあるという状況となっております。

このような森林に対する森林整備方針といたしまして、公的事業なども導入しながら、竹を駆除し、また、適切に間伐を行って、残存木に対して生育上必要な、十分な立体空間を確保し、健全な森林造成を進めることとしております。

また、間伐によって出された材につきましては、極力、搬出を行って、木材の有効利用といったものに努めてまいりたいと考えております。

このような整備を通じまして、周辺の重点地域と一体となって森林機能の再生を図りまして、さらに、将来にわたって機能の維持向上といったものを図っていきたいと考えております。

以上で重点地域の説明について終わらせていただきます。

【古川会長】 ただいま事務局から説明のありました内容につきまして、委員の先生方から何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

ございませんか。どうぞ、先生。

【宮前委員】 1点、お聞きしたいのですが、先ほど、間伐材の搬出利用では一定の木材の有効利用を図るというふうにお聞きしたのですけれども、人工林の中に竹林が拡大しているということもあって、手入れをすると竹もかなり処分する必要があるかと思うのですけれども、そのあたりはどういうふうにお考えになっているのかと。それから、木材の有効利用というのは、具体的にはどういうふうを考えられているのか、2点、教えてくださいいただけますか。

【三嶋総括主査】 木材の有効利用というものにつきましては、もちろん21年生から30年生ということでかなり細い木ということが考えられますので、経営的に見ても、バイオマスとかそういったものの利用とかができれば使っていきたいと考えております。

また、竹につきましても、全く使われないということはないと思いますので、資源利用という観点から、地域のボランティアとかが使うのであればそちらに使っていただけると

か、そういった形でも使い先とかも探していきたいと考えております。

【古川会長】 よろしいですか。

【宮前委員】 ありがとうございます。

やはり利用ということが、小規模でも、いつも問題になりますので、できるだけ幅広く考えて事業を進めていただければと思います。

【三嶋総括主査】 わかりました。ありがとうございます。

【古川会長】 ありがとうございました。

他に何かございませんか。どうぞ。

【本村委員代理 近畿中国森林管理局・木暮計画部長】 資料の1ページ目のところに、これまでの区域で8,233の地域が指定されたということですが、整備に伴って、その機能が十分発揮されたエリアとかがもしありましたらというのと、こういった、先ほどの答申もそうですけれども、府民の方とか地区の方への情報の伝達とかPRとかというのがもし何かありましたら教えていただければと思います。

【三嶋総括主査】 重点地域につきましては、平成20年度から指定を行っておりまして、21、22年度、特に最近では森林整備加速化・林業再生事業という国の事業を導入して重点的に間伐を進めておりますので、整備のほうはかなり進んでいるということです。

ただ、地域の人にPRという点では、ちょっとまだできていない部分もございますので、ホームページとかを活用しながら、整備した写真などを載せてPRを図っていきたいと考えております。

【北山森づくり支援補佐】 地域の方への周知についてですが、これから取り組んでいきます、先ほどの答申案でありました里山の再生ですとか、林業活動の促進などにつきましては、当然、我々ですとか市町村、あるいは森林組合などの林業事業体が地域に入っていまして、地域の人に直接働きかけていき、そこは地道な取り組みになると思いますが、そういうことによって地元の人にやる気を起こしていただいて、取り組みを進めていくというようなことで考えておりますので、なかなか簡単にPRというわけにはいかないかと思うのですけれども、そういう取り組みを進めていきたいと思っております。

【本村委員代理 近畿中国森林管理局・木暮計画部長】 ありがとうございました。

【古川会長】 他に何かございませんか。

(「なし」の声あり)

【古川会長】 それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、本件につきましては、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【古川会長】 ありがとうございます。

それでは、本整備方針につきましては、原案のとおり承認されました。

以上で議事は終了しましたが、引き続き、事務局より報告事項が2件ありますが、一括して説明及び質疑応答をお願いしたいと思います。

報告1、林地開発許可等の実績についてと、報告2、森林保全整備部会における議決事項報告について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【松岡副主査】 説明させていただきます。私、みどり推進課保全指導グループの松岡と申します。

お手元にお配りしています資料4をご覧ください。まず、林地開発許可等の実績ということでご説明させていただきます。

1枚めくっていただいて、資料4-1をご覧ください。林地開発の許可実績ということです。

昨年の12月1日から今年の3月23日までの間に行いました林地開発許可の実績につきまして、行為目的別、新規・変更の別に件数と開発行為に係る森林の面積を取りまとめております。

土石の採取、これが変更ですけれども、変更が2件。レジャー施設の造成、これも変更ですけれども、1件。道路の造成、これが新規が1件、変更が2件ということになっております。

特に土石の採取では、変更許可によりまして開発に係る面積が3.4747ヘクタール減少ということになっております。このため、開発に係る森林の面積は合計でマイナスということになってまいります。

続きまして、次のページ、資料4-2をご覧ください。個別の計画について概要が示されております。

表の左から申請者、行為の場所、目的、区域面積等となっております。

区域面積については3段書きで、事業区域、開発行為をしようとする森林、開発行為に係る森林となっております。

変更許可の案件につきましては、前回の許可と今回の許可について、面積及びその増減

を記載しております。

最後に、許可年月日、新規・変更の別を記載しております。

6件の許可のうち、下のほうですけれども、3件が西日本高速道路株式会社による新名神高速道路の建設に係るものです。そのうち2件につきましては、平成21年度及び今年度5月に森林保全整備部会でご意見をお伺いしたものです。

一番上の欄、学校法人栗岡学園につきまして、これは、レジャー施設に分類されますけれども、内容は学校グラウンドの造成として許可したものです。

上から2番目、3番目が土石の採取として許可したものですけれども、いずれも事業区域が減少しております。特に上から2番目の大阪砕石につきましては、この本審に先立って開催されました保全整備部会でご意見をいただきました新名神高速道路の案件で、建設用地にかかるために採石場の事業区域の縮小をしたものです。

続きまして、資料4-3をご覧ください。

こちらは、国や地方公共団体などが開発行為を行う際に連絡調整を行ったものです。大阪府では林地開発協議ということで手続を行っております。事業主体からは事業計画の協議を受けまして、それに対して同意という形で回答をしております。今回、新規の案件が1件ございました。

次ページの資料4-4をご覧ください。

これがその1件の内容ですけれども、これも新名神高速道路の関連で、箕面の市域にあります国道423号線のつけかえに関するものです。開発行為に係る面積は1.41ヘクタールということになっております。

続きまして、後からお配りしました資料4-5をご覧ください。

こちらは参考資料ですけれども、今後3年間に森林区域から除外される見込みの5ヘクタール以上の案件リストということで添付しております。これは、昨年12月の審議会でご報告させていただいたものと、3カ月しかたっておりませんので内容的には変更はありません。ただ、先ほど開催されました部会で、森林面積の減少が合計で836ヘクタールとあるのですけれども、この中で造成森林であるとか回復緑地に関して植生復元がされるという部分については、ただ減るというだけではなくて、そういった回復される部分の面積についても報告に含めるようにというご意見をいただきましたので、今回はこういう記載になっておりますけれども、次回からはご意見に沿った報告となりますように記載の方法を検討していきたいと思っております。

続きまして、資料5、別紙で一枚物ですが、これの裏面をごらんください。

こちらは、先ほどの部会でお諮りしました議決事項について、森林審議会規程第7条第2項に基づきましてご報告させていただきます。

これも西日本高速道路株式会社による高速道路の新築に係る林地開発許可申請1件ということでご意見をお伺いしました。いただきましたご意見につきましては申請者にお伝えし、協議の上、ご意見の趣旨に沿った対応が行われますよう、指導に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

【古川会長】 ありがとうございます。

何か今の内容について質問はございませんか。どうぞ。

【増田委員】 これ、直接は関係しませんが、資料の作り方の中で、例えば資料5というと、申請者が西日本高速道路株式会社で、目的が高速道路の新築となっているんですね。また、資料4-5のところで、茨木市の佐保あるいは箕面の栗生間谷住宅地の造成となっているんですね。これ、一般になかなか理解しにくいんだと思うんです。

例えば資料5は第二名神の高速道路の建設に伴う内容ですとか、あるいは、資料4-5でいきますと、先ほど一番上、これは彩都の建設事業ですよ。やっぱり一般の方が見てわかるような俗称といいますか、開発名称といいますか、そういうようなものを書かないで、非常に無機質に書くと、書類手続上、ほとんどわからない状況になるんだと思うんです。だから、そういうあたりも含めて、少しわかりやすいというんですかね、一般の方、府民が見てわかるという形ということで少し、法律的な処理だけではなくて、わかるということもやっていただいたほうがいいのではないかなということで、コメントですけれども。

【勝又みどり推進課長】 みどり推進課長の勝又です。

貴重なご意見、ありがとうございます。

そのように訂正するとともに、例えば高速道路の新築という項がありますけれども、どの程度の延長なのか、法面面積が幾らなのか、もう少し見てわかるようにさせていただきたいと思います。どうも申しわけございません。

【古川会長】 ほかに何かございませんか。

よろしいですか。

それでは、質問もないようですから、報告事項を終わらせていただきます。

以上で、本日本日予定をしておりました議事及び報告はすべて終了いたしました。

その他、何か事務局からございますか。

【司会（瀬川副主査）】 本日、特に連絡事項はございません。

【古川会長】 それでは、これをもちまして第75回大阪府森林審議会を終了させていただきます。委員の皆さんには長時間にわたり議事の円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【司会（瀬川副主査）】 ありがとうございました。

これで、予定しておりました内容はすべて終了いたしました。

閉会に当たりまして、勝又みどり推進課長から一言お礼のごあいさつを申し上げます。

【勝又みどり推進課長】 本日は、長時間にわたりまして熱心なご審議を賜り、まことにありがとうございました。本日、委員の皆様からいただきました貴重なご意見、ご提言は今後の取り組みに活かしてまいりたいと考えております。

また、長期間にわたりご審議いただきました新たな森林保全システムの構築につきましては、先ほど私どもの事務局から説明がありましたように、例えば10年しないとなかなか採算が合わない、しかし、それは10年待ってくれないわけですから、抜本的な木材利用というのが今まさに急がれていると。そういう中でどういう知恵が出せるかということでご貴重なご答申をいただきました。答申をいただいた後は、速やかに行動計画の策定に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

今後とも皆様のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【司会（瀬川副主査）】 ありがとうございました。

それでは、本日の審議会はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —